

山村都市交流拠点施設導入機能・整備運営手法検討支援業務プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

山村都市交流拠点施設導入機能・整備運営手法検討支援業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

山村都市交流拠点施設導入機能・整備運営手法検討支援業務 仕様書（以下「業務仕様書」という。）のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和9年3月26日（金）まで

(4) 契約上限金額

金 22, 110千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とし、これを超えた提案は無効とする。

2 プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件

(1) 本件プロポーザルの提案資格は、プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において次の各号に掲げる要件を全て満たすこととする。

ア 愛知県内の本店（本社）、支店又は営業所等で、豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町及び豊根村（以下「構成市町村」という。）のいずれかにおいて、営業種目が大分類：役務の提供、中分類：調査委託について登録されていること。

イ 令和2年度以降に地方公共団体等において、調査業務、施設機能・整備運営手法等検討業務（基本計画策定業務等を含む）など同種・同類の業務の受注実績があること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

エ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に、東三河広域連合又は構成市町村のいずれかにおいて、物品の製造・販売、物品の買受け及び役務の提供等に係る指名停止の期間がないこと。

オ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「東三河広域連合が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成27年5月1日付け締結）に基づく排除処置を受けていないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

キ 評価委員会委員及びその家族が主宰し、あるいは役員又は顧問をしている営利団体に所属する者でないこと。また、評価委員会委員が大学に所属する場合において、その委員の研究室に所属する者でないこと。

(2) 共同企業体で参加する場合は、次の要件を満たしていること。なお、共同企業体の構成企業

は、単独又は他の共同企業体として、本プロポーザルに参加することができないものとする。

ア 共同企業体は、代表企業を選定し、この代表企業を共同企業体の代表者として東三河広域連合と契約の締結が行えること。この場合、代表企業は、東三河広域連合に対して全ての責任を負うものとする。

イ 共同企業体は、自主結成とし、構成企業間で協定を締結していること。

ウ 共同企業体の代表企業は、上記（１）の全ての要件を満たしていること。また、代表企業を除くその他の構成企業は、上記（１）ウからキの要件を満たしていること。

3 担当部局

東三河広域連合 総務課

〒440-0806

愛知県豊橋市八町通2丁目16

電話：0532-35-6006

ファックス：0532-56-1555

電子メールアドレス：somu@union.higashimikawa.lg.jp

4 参加意向申出書の作成要領

(1) 参加意向申出書の様式

参加意向申出書の様式は（様式1）に示すとおりとする。

(2) 参加意向申出書の添付書類

会社概要（様式2）

業務実績表（様式3）※ 記載内容が確認できる書類を添付すること

5 参加意向申出書の提出方法

(1) 提出書類等

ア 参加意向申出書（様式1）

イ 4（2）において必要とする添付書類

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出先

3 担当部局と同じ

(4) 提出方法

持参（土・日曜日、祝日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで）、郵送（書留郵便に限る）又は電子メール（送付後、受信確認のため、必ず電話にて連絡すること）により提出すること。

(5) 提出期限

令和8年4月14日（火）午後5時必着（郵送の場合も同様とする。）

6 参加意向申出に関する質問及び回答

参加意向申出書の提出に関する質問の受付及び回答については、次による。

- (1) 質問先
3 担当部局と同じ
- (2) 質問期間
公告の日から令和8年4月8日(水)午後5時まで
- (3) 質問方法
質問書(様式4)により電子メール(送付後、受信確認のため、必ず電話にて連絡すること)で提出すること。
- (4) 質問に対する回答 令和8年4月9日(木)を予定
東三河広域連合総務課ホームページ上に掲載するので、質問の有無に関わらず確認のこと。
URL : <https://www.east-mikawa.jp/>

7 提案書の提出を要請する者の確認

参加資格の有無を確認後、提案資格確認結果通知書により提案書等の提出について通知する。
※令和8年4月15日(水)発送予定

8 提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 提案書作成上の基本事項

プロポーザルは、本業務における取組方法について提案を求めるものであり、業務内容についての文章を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図の使用は可能であるが、提案内容が具体的に表現されたものを求めるものではない。

本業務に係る作業は、東三河広域連合との契約後に、提案書に記載された内容を反映しつつ、業務仕様書及び東三河広域連合が提示する資料に基づいて、協議のうえ開始することとする。

(2) 提案書記載上の留意事項

- ア 提案は、文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記述すること。
- イ 視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限な範囲においてのみ認める。
- ウ 提案書は、定められた様式に従い記載し提出すること。
- エ 提案書副本には、提案者を特定することができる内容の記述(社名等)を記述しないこと。
実施体制、組織図などについても個別具体的な会社名・個人名は、伏字(目隠し)や「A社」または「あ氏」などを用いて、提案者が特定できないように示すこと。

9 提案書の作成要領

提案書の記載内容、様式は次に示すとおりとする。

- (1) 実施方針、実施体制、実施手順、提案者の実績、テーマに関する提案を記述する。(様式5)
- (2) テーマに関する提案については次の視点から記述する。(様式5)

【テーマ1】

- ・建設予定地域等の現況調査等(業務仕様書9業務内容(1))について、施設機能検討等の前提となる業務であることを念頭に、情報収集、将来的な動向を踏まえた分析、整理が的確に行われること、また具体的な実施方法。

【テーマ2】

- ・導入機能等の条件整理、事業モデルプラン作成、整備・運営手法検討等(業務仕様書9業

務内容(2))について、構成市町村等の意向の調整を図りながら的確かつ柔軟に施設の条件整理が行われるとともに、持続可能な交流拠点整備に向けた具体的な事業モデルプランの作成、整備・運営手法の検討等が的確に行われること、また具体的な実施方法。

(3) 見積書及び見積金額内訳書

様式は任意とするが、見積書には消費税及び地方消費税を除く額を記載すること。(内訳書は業務仕様書及び業務内容に基づく詳細なものとする。)

(4) 提案書の無効

提案書について、この要領及び所定の様式に示された条件に適合しない場合は、提案を無効とすることがある。

10 提案書等の提出方法

(1) 提出書類及び部数

ア 提出書類(様式5) 正本1部、副本8部及びPDFデータ

正本、副本ともにA4サイズ・縦長・左綴(2穴)ファイリングにより提出すること。

副本には提案者名が特定できるような記述をしないこと。

イ 見積書及び見積金額内訳書 各1部

ウ 共同企業体結成届出書(様式6) 1部 ※共同企業体での参加の場合のみ提出すること。

(2) 提出先

3 担当部局と同じ

(3) 提出方法

紙媒体は持参(土・日曜日、祝日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで)又は郵送(書留郵便に限る)によるものとし、PDFデータは電子メール(送付後、受信確認のため、必ず電話にて連絡すること)により提出すること。

(4) 提出期限

令和8年5月13日(水)午後5時必着(郵送の場合も同様とする。)

提出期限後に到着した提案書は無効とする。

11 提出された提案書等の取扱い

(1) 提案書等の著作権は提案者に帰属する。なお、本プロポーザルの契約候補者特定結果に関する公表その他東三河広域連合が必要と認めるときは、東三河広域連合は特定事業者の提案書等の全部または一部を無償で使用できるものとする。

(2) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、「東三河広域連合情報公開条例(平成27年3月30日条例第21号)」に基づき、同条例第14条第1項又は第2項による意見書提出の提案及び提出書類を公開する場合があるものとする。

(3) 提出された提案書等は、本プロポーザルにおける契約候補者の特定以外の目的では使用しない。

(4) 提出された提案書等は、返却しない。

(5) 提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

1 2 提案書に関する質問及び回答

(1) 質問先

3 担当部局と同じ

(2) 質問期間

提案資格確認結果通知書を受け取った日から令和8年4月21日（火）午後5時まで

(3) 質問方法

質問書（様式4）により電子メール（送付後、受信確認のため、必ず電話にて連絡すること）で提出すること。

(4) 質問に対する回答 令和8年4月23日（木）を予定

東三河広域連合総務課ホームページ上に掲載するので、質問の有無に関わらず確認のこと。

URL : <https://www.east-mikawa.jp/>

1 3 評価の手續及び契約候補者の特定

提出された提案書等について、「山村都市交流拠点施設導入機能・整備運営手法検討支援業務プロポーザル評価委員会」において以下のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手續を行う。

(1) 一次評価（書面審査）

提案者が多数の場合は、二次評価対象者を5者程度に絞り込むものとする。提案者が5者以下の場合には、二次評価予定日に書面審査とプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(2) 二次評価（プレゼンテーション、ヒアリング）

令和8年5月25日（月）を予定

時間、場所及び留意事項等については令和8年5月19日（火）までに別途通知する。

なお、出席者は2名以内（うち1名は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とし、ヒアリング時間は1者あたり30分程度（説明10分、質疑20分程度）を予定している。

(3) 評価基準

別添「評価基準」による。

(4) 契約候補者の特定

ア 一次評価点と二次評価点を合算し、最も点数の高い提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手續を行う。

イ 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、評価の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として特定しない。

ウ 評価委員会各委員の持ち点を合算した値（満点）の6割を最低基準点とし、各委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない者は、契約候補者として特定しない。

エ 各委員の合算した評価点と同点だった場合は、審査項目のテーマ1、2及び3の合計点において評価が高い提案書を優先とし、その項目も同点だった場合は、評価表の各得点を参考に評価委員の合議により優先者を決定する。

オ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者（最低基準点を満たしている者に限る。）を新たな契約候補者として手續を行うものとする。

1 4 特定結果通知

契約候補者として、特定又は特定しなかった旨を書面「山村都市交流拠点施設導入機能・整備運営手法検討支援業務プロポーザル契約候補者の特定について」により通知する。

(1) 特定結果通知日

令和8年5月27日（水）を予定（審査状況によって前後する場合があります）

(2) 通知方法

会社概要（様式2）に記載された連絡先担当者あてに、郵送及び電子メールにより通知する。

1.5 無効となる提案等

次に該当する提案は、無効とする。

- (1) 実施要領に示した提案資格を有しない者の提案
- (2) 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
- (3) 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
- (4) 見積金額が契約上限金額を超える提案
- (5) 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

1.6 契約の締結

- (1) 本プロポーザルによって契約候補者を特定し、当該業務に係る見積書徴取の相手方とする。
- (2) 契約条項及び業務仕様は、特定した契約候補者の提案書による提案内容について契約上限金額の範囲内で協議し、確定するものとする。
- (3) 契約候補者が契約締結までに次のいずれかにより契約が不可能となった場合は、次点の者から順に繰り上がるものとする。
 - ア 「2 プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件」に記載した要件のいずれかを満たさなくなったとき
 - イ 提案資格または提案内容が無効となったとき
 - ウ その他事故等の特別な事由により契約が不可能と認められるとき

1.7 その他

- (1) 参加意向申出書を提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式7）を持参（土・日曜日、祝日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで）又は郵送により速やかに提出すること。
- (2) プロポーザルに係るすべての費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出後の参加意向申出書及び提案書等の修正、差し替え、追加、削除又は変更は、認めないものとする。
- (4) 電子メール等の通信事故について、東三河広域連合は一切の責任を負わないものとする。
- (5) 特定結果通知をした日から契約締結の日までの期間において、契約候補者となった者が「東三河広域連合が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。なお、この場合、東三河広域連合は一切の損害賠償の責を負わない。
- (6) 契約の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者に報告するとともに警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (7) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準

時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。